◆ 登録診断士・施工業者への依頼について

1. 耐震診断・補強計画について

「耐震診断技術者」に依頼して下さい。



雲南市では、木造住宅における一般的な診断法による耐震診断技術を有する建築士を「耐震診断技術者」としています。耐震診断技術者は、島根県に木造住宅耐震診断士として登録されている建築士、もしくは市長が認める建築士です。

- 雲南市が行う耐震助成では、まず、この耐震診断技術者が診断を行うことを条件 としています。

2. 耐震改修工事・建替工事・解体工事について



雲南市内の業者に施工を依頼して下さい。

- 雲南市が行う耐震助成では、市内に本社を有する、法人又は個人業者が施工を行うことを条件としています。

工事中は、耐震診断技術者(耐震設計を行った診断士等)による工事監理が必要です。工事監理者は耐震設計に基づいた工事が行われるよう、改修箇所について必要に応じた指導を行います。

申請の流れ

おおまかな申請の流れは、下記のようになります。



ご自宅の耐震性について不安を感じる方、補助制度の内容を詳しくお聞きになりたい方はまずご相談下さい。

お問い合わせ

雲南市 建設部 建築住宅課

TEL: 0854-40-1065 FAX: 0854-40-1069 http://www.city.unnan.shimane.jp



令和6年度版

雲南市の 耐震改修 助成事業

雲南市では、建築物の耐震化を図り、 地震に強いまちづくりを目指しています。

- 平成7年に発生した阪神・淡路大震災を教訓として 「耐震改修促進法」が制定されました。近年日本各地 で大規模地震が発生し、大地震がどこで発生しても おかしくない状況です。
- ■雲南市では、「安全・安心な都市の実現」を推進するため、旧耐震基準で建築された建築物の地震に対する安全性能の向上を計画的に促進していくことを目的とし、耐震改修助成事業を実施します。
- これから先も、ずっと安心して住み続けられるよう に、住宅の耐震改修をすすめましょう。

助成期間

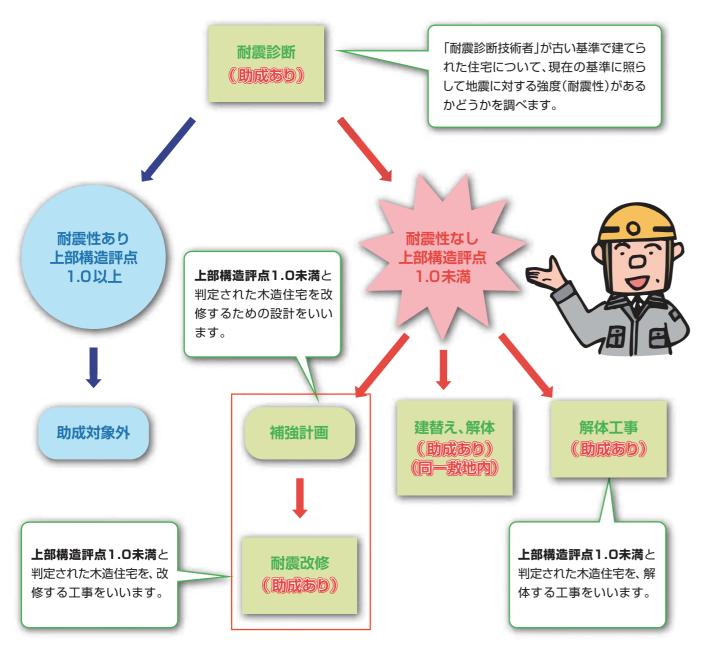
令和6年4月1日~ 令和6年12月27日



- 雲南市内に存する2階建て以下の木造住宅
- 昭和56年5月31日以前に建設されたもの
- 令和7年1月31日までに工事を完了し、かつ 実績報告書の提出が条件となります。

◇耐震事業の流れ

住宅建築の基準となる「建築基準法」は、過去、大きな地震があるたびに何度も見直されています。 従って、古い住宅は、現在の建築基準法を満たさず、地震に対し強度不足になっていることがあり 得ます。耐震工事を考える際には、「耐震診断技術者」に相談することが重要です。



用語の解説

おおりますが、・・・(財)日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」により、登録診断士か図面。 と現地確認により行う建物診断で、一般診断法と精密診断法とがあります。

上部構造評点 · · · 建築物の構造強度を示す指標の一つであり、次のように規定されています。

評点1.5以上: 倒壊しない

評点1.0以上から1.5未満:一応倒壊しない

評点0.7以上から1.0未満: 倒壊する可能性がある

評点0.7未満: 倒壊する可能性が高い

耐震診断技術者 ・・・島根県に「島根県木造住宅耐震診断士(登録診断士)」として登録された建築士もしくは 市長が認める建築士。

◆ 耐震事業に関する助成制度

1. 補助対象者

★下記に掲げるすべての要件が必要となります。

- ①補助対象住宅の所有者
- ②同一世帯に属する者全員に市税等の滞納がない世帯



2. 補助対象住宅

★下記に掲げるすべての要件に該当する木造住宅となります。

- ・市内に存する階数が2以下の木造一戸建て住宅、併用住宅(住居以外の用途の面積が1/2未満)、長屋建て住宅 又は共同住宅で、現に移住している又はこれから居住しようとする住宅。
- ・昭和56年5月31日以前に工事着手された住宅。
- ※併用住宅の場合は、移住部分のみが対象となります。また、解体工事の場合は、現に居住している住宅に限ります。

耐震診断	耐震診断に対する助成 耐震改修費の9/10を助成・・・上限 60,000円 (千円未満切り捨て)
耐震改修	2 耐震改修に対する助成 耐震改修費の8/10を助成・・・上限1,000,000円(千円未満切り捨て) (耐震診断において、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの、かつ、補強設計の結果、上部構造評点が1.0以上に向上するもののみ対象) (施工については、市内に本社を有する、法人または個人事業者を対象)
建替え	3 建替工事(同一敷地内)に対する助成 新築工事費(建替えに係る解体工事費を含む)の8/10を助成 ・・・上限1,000,000円(千円未満切り捨て) (耐震診断において、上部構造評点が1.0未満と診断されたもののみ対象) (施工については、市内に本社を有する、法人または個人事業者を対象)
解体工事	4 解体に対する助成 解体費の23/100を助成・・・上限400,000円(千円未満切り捨て) (耐震診断において、上部構造評点が1.0未満と診断されたもののみ対象) (施工については、市内に本社を有する、法人または個人事業者を対象) (解体後も、雲南市に居住することが条件となります)
共 通	■ いずれの場合も、対象となる事業費のうち、消費税は対象となりません。■ 併用住宅の場合、居住に供する部分とそれ以外の面積により按分しますが、 住宅以外の面積が1/2以下のものに限ります。

「建築時期」は登記事項証明書や建築確認通知書で確認してください。なお、これらの書類は補助金交付申請時の添付書類となります。